

利用上の注意

1 本書の内容について

この調査結果報告は、東京都において調査を実施した海面漁業調査（漁業経営体調査）及び参考として農林水産省関東農政局において調査を実施した内水面漁業経営体調査及び内水面漁業地域調査の調査結果を掲載している。

2 数値について

(1) 数値については、表章単位を四捨五入してある関係で、積み上げた数値とその合計値が必ずしも一致しない場合がある。

(2) 表中の符号については、次のとおりである。

「 △ 」： 負数（減少したもの）

「 0.0 」： 表章単位未満の数値（小数点第1位まで表記する場合は、0.05未満の数値となる。）

「 X 」： 秘匿した数値（3経営体未満の数値は、秘密保護の関係上その数値を秘匿した。）

「 — 」： 皆無又は該当数字なし

「 … 」： 不詳又は計算不能な数値

3 三宅村の取扱いについて

三宅村は三宅島雄山の噴火に伴い、平成12年9月2日から全島避難が続いていたため、2003年（平成15年）の調査では調査対象から除外した。

4 農林水産省関東農政局調査分の調査結果について

農林水産省関東農政局調査分の調査結果については、以下の農林水産省のホームページ上に公表しています。

【農林水産省関東農政局調査分の調査結果概要】

- ・海面漁業調査（海面漁業地域調査）
- ・内水面漁業調査（内水面漁業経営体調査、内水面漁業地域調査）
- ・流通加工調査（魚市場調査、冷凍・冷蔵、水産加工場調査）

【農林水産省 HP 漁業センサス】

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/index.html>

2018年漁業センサスの概要

1 調査の目的

我が国漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 調査の沿革

漁業センサスは、統計法に基づく農林水産省所管の指定統計調査（指定統計第67号）として1949年（昭和24年）に1回目の調査を、1954年（昭和29年）に第2回調査を実施した。その後、3回目を1963年（昭和38年）に実施してからは5年毎に実施している。平成19年5月の統計法全部改正に伴い基幹統計調査となり、今回の調査で14回目となる。（調査の沿革：p6、7参照）

2018年漁業センサスは、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査から構成されており、海面漁業調査のうち漁業経営体調査は都道府県、それ以外の調査については農林水産省において実施した。

3 根拠法規

統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、漁業センサス規則（昭和38年6月1日農林省令第39号）及び平成15年5月20日農林水産省告示第776号（漁業センサス規則第5条第2項第1号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）

4 調査の期日

平成30年11月1日現在

5 調査体系

2018年漁業センサスの調査体系（p8参照）

6 その他

今回調査の主な改正点は、以下のとおり。

- (1) 調査体系の見直し：海面漁業地域調査と漁業管理組織調査を統合・再編し、新たな海面漁業地域調査として実施した。
- (2) 調査方法の変更：①オンライン調査の全面導入
②事業所母集団データベースの情報や大臣許可（うなぎ養殖業を含む）・知事許可漁業の名簿情報等を活用した客体候補者の把握

調査の沿革

昭和24年3月	昭和38年11月	昭和43年11月	昭和48年11月	昭和53年11月	昭和58年11月	昭和63年11月				
第1次漁業センサス	第3次漁業センサス	第4次漁業センサス	第5次漁業センサス	第6次漁業センサス	第7次漁業センサス	第8次漁業センサス				
漁家調査	海面漁業基本調査	海面漁業基本調査	海面漁業基本調査	海面漁業基本調査	海面漁業基本調査	海面漁業基本調査				
企業体調査							漁業経営体調査	漁業経営体調査	漁業経営体調査	漁業経営体調査
作業体調査							浅海養殖調査	動力漁船調査	動力漁船調査	動力漁船調査
	内水面漁業調査	内水面漁業調査	内水面漁業調査	内水面漁業調査	内水面漁業調査	内水面漁業調査				
							漁船調査(10トン以上)	雇用者の生活本拠地調査	雇用者の生活本拠地調査	雇用者の生活本拠地調査
昭和29年1月										
第2次漁業センサス	基本調査	指定湖沼漁業経営体調査	指定湖沼漁業経営体調査	湖沼漁業経営体調査	湖沼漁業経営体調査	湖沼漁業経営体調査				
個人経営体調査	概況調査	内水面養殖業調査	内水面養殖業調査	内水面養殖業経営体調査	内水面養殖業経営体調査	内水面養殖業経営体調査				
会社経営体調査			河川漁協組合員調査	漁業地区概況調査	漁業地区概況調査	漁業地区概況調査				
共同経営体調査	漁村漁港概況調査	漁村漁港概況調査	内水面漁業協同組合調査	水産物買受人調査	水産物流通機関調査	水産物流通機関調査				
漁業従事者世帯調査	水産物仲買人調査	漁業地区調査	漁業地区概況調査	製氷・冷蔵・冷凍工場調査	冷凍・冷蔵工場調査	冷凍・冷蔵工場調査				
内水面漁業調査	水産物加工場調査	水産業協同組合調査	漁港調査	水産加工場調査	水産加工場調査	水産加工場調査				
昭和33年11月			漁業地区調査							
沿岸漁業臨時調査			水産物買受人調査							
漁業経営体調査	漁家調査		製氷・冷蔵・冷凍工場調査							
	漁業企業体調査		水産加工場調査							
	準漁家調査									
漁業協同組合調査										

	平成5年11月	平成10年11月	平成15年11月	平成20年11月	平成25年11月	平成30年11月
	第9次漁業センサス	第10次漁業センサス	2003年漁業センサス	2008年漁業センサス	2013年漁業センサス	2018年漁業センサス
海面漁業基本調査	漁業経営体調査	漁業経営体調査	漁業経営体調査	漁業経営体調査	漁業経営体調査	漁業経営体調査
	漁業従事者世帯調査	漁業従事者世帯調査	漁業従事者世帯調査	漁業管理組織調査	漁業管理組織調査	海面漁業地域調査
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体調査	海面漁業地域調査	内水面漁業経営体調査	海面漁業地域調査	海面漁業地域調査
	内水面漁業協同組合調査	内水面漁業協同組合調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業地域調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体調査
漁業地区調査	漁業地区概況調査	漁業地区概況調査	内水面漁業地域調査	流通加工調査	内水面漁業地域調査	内水面漁業地域調査
	漁業管理組織調査	漁業管理組織調査	流通加工調査	魚市場調査	魚市場調査	魚市場調査
	水産物流通機関調査	水産物流通機関調査	水産物流通機関調査	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	冷凍・冷蔵、水産加工場調査
	冷凍・冷蔵工場調査	冷凍・冷蔵工場調査	冷凍・冷蔵、水産加工場調査			
	水産加工場調査	水産加工場調査				

2018年漁業センサスの調査体系

調査の名称	調査範囲	調査対象	調査系統	調査方法	調査期日	主な調査事項
海面漁業調査	海面に沿う区市町村及び 農林水産大臣が指定した 区市町村 都においては、10区（千代田 区・中央区・港区・台東区・墨 田区・江東区・品川区・大田 区・葛飾区・江戸川区）及び島 しょ9町村	漁業経営体	農林水産省 — 都道府県 — 区市町村 — 調査員	調査員調査又は オンライン調査 調査員調査は自計申告 を基本とし、調査客体 から申し出があれば面 接調査も可能	平成30年 11月1日	従事状況、漁船の操業状況、営んだ漁業種類、 養殖施設規模、雇用者数、販売金額など
		海面漁業地域調査	漁業協同組合	郵送調査又は オンライン調査		資源管理・漁場改善の取組、漁業地区の会合・ 集会等の開催状況など
内水面漁業調査	全国	内水面漁業経営体	農林水産 — 地方組織 — (調査員)	調査員調査又は オンライン調査 調査員調査は自計申告 を基本とし、調査客体 から申し出があれば面 接調査も可能。 また、地方農政局 等の判断で、郵送によ る配付、回収は郵送又 は職員によることも可 能	平成30年 11月1日	従事状況、保有漁船隻数、漁業種類、漁獲種類、 養殖施設規模、雇用者数、販売金額など
		内水面漁業地域調査	内水面漁業協同組合	郵送調査又は オンライン調査		組合員数、漁業環境改善の取組、生産した種 苗の種類、放流量、遊魚承認証発行枚数など
流通加工調査	全国	魚市場		郵送調査又は オンライン調査	平成31年 1月1日	売場面積、卸売業者・買受人数、取扱数量など
		冷凍・冷蔵、水産加工場調査		調査員調査又は オンライン調査		従事者数、冷凍・冷蔵能力、水産加工品の生産 量、販売金額など